

京都大学資金運用管理委員会要項及び国立大学法人京都大学予算規則新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学資金運用管理委員会要項 (令和4年3月16日総長裁定)</p> <p>第1条 京都大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人法（平成15年法律第102号）<u>第34条の3</u>第2項各号の方法による業務上の余裕金の運用に関し必要な事項を審議するため、資金運用管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学予算規則 (平成16年4月1日総長裁定)</p> <p>(前 略) (決算報告書の作成)</p> <p>第13条 総長は、会計規程第15条に基づき報告された執行結果を基に、<u>法人法第35条</u>において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第2項に定める決算報告書を作成する。</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p>第1条 京都大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人法（平成15年法律第102号）<u>第33条の5</u>第2項各号の方法による業務上の余裕金の運用に関し必要な事項を審議するため、資金運用管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年7月総長裁定） この要項は、令和6年7月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">(決算報告書の作成)</p> <p>第13条 総長は、会計規程第15条に基づき報告された執行結果を基に、<u>法人法第35条の2</u>において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第2項に定める決算報告書を作成する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年7月総長裁定） この要項は、令和6年7月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>